

町では各住宅改修に助成しています ぜひご活用ください！



町では、町民が安全で安心して暮らすことができ、さらに省エネ効果のある住環境の整備について支援しています。ぜひご活用ください。

窓の断熱、壁、天井の断熱改修に

省エネルギー住宅改修事業

対象者	町内にお住まいの個人（転入予定者も含みます）で、一般住宅（店舗等との兼用住宅も含みます）の建築年数が補助金交付申請時点で10年以上経過しているかた
対象経費	窓の断熱改修工事、または窓の断熱改修工事と併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 ※改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること ※産業廃棄物処理費や家電製品・家具などの購入費は対象経費から除きます
助成金額	補助対象経費の2分の1以内（上限は15万円）
助成期限	平成25年3月31日まで
問合せ先	総務課まちづくり推進係（電話32-2421）

住宅の耐震診断・耐震改修に

既存住宅耐震診断・耐震改修事業

区分	耐震診断	耐震改修
対象者	町内にお住まいの個人（転入予定者も含みます）で、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断、耐震改修を行うかた	
対象経費	耐震診断員の耐震診断に要する経費	耐震改修に要する経費
助成金額	対象経費の2分の1 （上限は5万円）	対象経費の2分の1（上限は50万円） ただし、所得税の控除額を差し引きます。
助成期限	平成25年3月31日まで	
問合せ先	建設課管理係（電話32-2424）	

身体的制約のあるかたが快適に生活するための住宅改修に

ふれ愛住宅補助事業

対象者	70歳以上の高齢者または身体障がい者手帳所持者、介護者への支援が必要なかたで、日常生活動作の介助が必要なかた
対象経費	高齢者や身体障がい者が住宅で快適な生活ができるように、手すりの設置などの住宅改修にかかる費用の一部を補助
助成金額	生計中心者の所得税の課税状況により、40%から90%を補助します。 （補助基準額限度500,000円）介護保険対象者は、介護保険給付を優先し、不足の場合は当該補助を適用します。
問合せ先	保健福祉課福祉係（電話32-2000）

省エネルギー住宅改修事業、既存住宅耐震診断・耐震改修事業については、平成25年3月までに事業が完了するものが対象となっています。

それぞれの事業の詳しい内容については、問合せ先にある担当部署までお問い合わせ願います。

事業内容については、町のホームページにも記載しています。

<http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>